

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
瀬戸内町	篠川地区(篠川集落・阿室釜集落)	令和5年3月31日	令和4年12月9日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.81ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.69ha

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区は、町内でも果樹の栽培が盛んな地域であり、特にたんかんや津之輝などのカンキツ栽培が盛んに行われてきた地区である。しかし集落全体の高齢化や人口減少に伴い、担い手の減少が著しく耕作放棄圃地の発生率も高い傾向にある。また、所有者不明農地も点在し賃借に対して消極的な農地所有者も多いことから流動化が困難な状況である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者等7経営体が担うほか、就農を希望する地元住民やIUターン者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
篠川地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。